

(一般用)

1	販 売 名	カネボウ トリートメントC
2	有 効 成 分	塩化レボカルニチン グリチルレチン酸ステアリル
3	申請者名	カネボウ株式会社
4	成分・剤形	新有効成分として、別紙規格塩化レボカルニチンを配合する肌あれ、あれ性等の効能を有する薬用化粧品（クリーム剤）である。
5	用法・用量	適量を顔又は身体各部の肌に塗布する。
6	効能・効果	肌あれ、あれ性。日やけ・雪やけ後のほてり。肌を整える。皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。
7	備 考	医薬部外品 区分1

(一般用)

1	販 売 名	カネボウ ホワイトニングE
2	有 効 成 分	5,5' -ジプロピルービフェニル-2,2' -ジオール グリチルリチン酸ジカリウム
3	申請者名	カネボウ株式会社
4	成分・剤形	新有効成分として、別紙規格 5,5' -ジプロピルービフェニル-2,2' -ジオールを配合するメラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ等の効能を有する薬用化粧品（乳液）である。
5	用法・用量	適量を顔又は身体各部の肌に塗布する。
6	効能・効果	メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ。日やけ・雪やけ後のほてり。肌を整える。皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。
7	備 考	医薬部外品 区分1

(一般用)

平成17年3月17日 薬事・食品衛生審議会薬事分科会 報告事項

化粧品基準の一部を改正することについて

1 化粧品へ配合できる防腐剤の新規収載成分（別表第3の一部改正）

成 分 名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用され ることがない化 粧品のうち洗い 流すもの	粘膜に使用さ れることがない 化粧品のうち洗 い流さないもの	粘膜に使用さ れることがある 化粧品
ポリアミノプロピルビグアナ イド	0. 1	0. 1	0. 1
銀-銅ゼオライト(注2)	0. 5	0. 5	

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示す。

(注2) 強熱した場合において、銀として2.7%～3.7%及び銅として4.9%～6.3%を含有するものをいう。

2 化粧品へ配合できる紫外線吸収剤の新規収載成分（別表第4の一部改正）

成 分 名	100g中の最大配合量 (g)		
	粘膜に使用され ることがない化 粧品のうち洗い 流すもの	粘膜に使用さ れることがない 化粧品のうち洗 い流さないもの	粘膜に使用さ れることがある 化粧品
ジメチコジエチルベンザルマ ロネート	10. 0	10. 0	10. 0
2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒ ドロキシベンゾイル]安息香 酸ヘキシリエステル	10. 0	10. 0	

(注) 空欄は、配合してはならないことを示す。

2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル) エタノールを第一種特定化学物質として指定する件について

2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ジコホル(別添参照))は既存化学物質であり、経済産業省が実施した既存化学物質の点検結果から、下記のとおり化学的変化を生じにくく(難分解性)、かつ、生物の体内に蓄積されやすい(高蓄積性)という性状を有することが判明している。さらに、これまでに得られている毒性等に関する知見に基づき、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれ(長期毒性)があるかどうかについて評価検討を行ったところ、下記のとおりであった。

これらの結果から、ジコホルについては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に該当する第一種特定化学物質として政令で定めることが適当であると考えられる。

記

1. 分解性について

難分解性である。

【試験結果の概要】

BODによる平均分解度 0% (0, 0)

GCによる平均分解度 3% (1, 6)

2. 蓄積性について

高蓄積性である。

【試験結果の概要】

BCF_{ss}(第1濃度区): 8200倍

BCF_{ss}(第2濃度区): 6100倍

3. 人への長期毒性等について

主として、肝臓及び副腎に対する軽微とは言い難い毒性影響が認められており、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ(長期毒性)があるものと考えられる。また、長期毒性の発現の程度は、既存の「第一種特定化学物質」と比較してほぼ同程度であり、第一種特定化学物質に相当する長期毒性を有するものと考えられる。

(別添)

IUPAC名：2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール

一般名（英名）：ジコホル、ケルセン(dicofol)

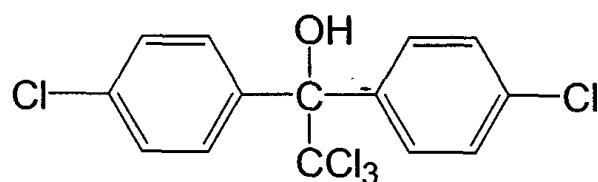
官報公示整理番号：4-0226

CAS NO：115-32-2

分子式：C₁₄H₉Cl₅O

分子量：370.50

化学構造式：



p,p'-dicofol

用途等：防ダニ剤

製造・輸入量：無（「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」より）

環境分布・モニタリングデータ：

環境省による環境調査の結果は以下のとおり。

昭和53年度 水質：不検出、底質：不検出

平成10年度 水質：不検出、底質：不検出、土壤：不検出

魚類：不検出～4.3 ppm

平成12年度 水質：不検出～0.01 ppm、底質：不検出

魚類：5～6.6 ppm

ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエンについて

ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン（別名 六塩化ブタジエン（別添参照））は既存化学物質であり、経済産業省が実施した既存化学物質の点検結果から、下記のとおり化学的変化を生じにくく（難分解性）、かつ、生物の体内に蓄積されやすい（高蓄積性）という性状を有することが判明している。さらに、これまでに得られている毒性等に関する知見に基づき、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれ（長期毒性）があるかどうかについて評価検討を行ったところ、下記のとおりであった。

これらの結果から、六塩化ブタジエンについては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に該当する第一種特定化学物質として政令で定めることが適当であると考えられる。

記

1. 分解性について

難分解性である。

【試験結果の概要】

BODによる平均分解度 24% (6, 32, 33)

GCによる平均分解度 8% (5, 11, 7)

2. 蓄積性について

高蓄積性である。

【試験結果の概要】

BCF_{ss} (第1濃度区) : 6280倍

BCF_{ss} (第2濃度区) : 7720倍

3. 人への長期毒性等について

主として、腎臓及び精巣に対する軽微とは言い難い毒性影響が認められている。また、受胎率の低下等の生殖毒性が認められており、遺伝毒性についてもこれを否定できないものと考えられている。以上から、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ（長期毒性）があるものと考えられる。また、長期毒性の発現の程度は、既存の「第一種特定化学物質」と比較して、同程度かそれ以上であり、第一種特定化学物質に相当する長期毒性を有するものと考えられる。

(別添)

IUPAC名：ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン

一般名(英名)：六塩化ブタジエン(hexachlorobutadiene、HCBD)

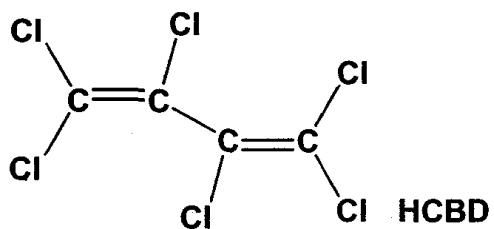
官報公示整理番号：2-121

CAS NO：87-68-3

分子式：C₄Cl₆

分子量：260.80

化学構造式：



用途等：溶媒（昭和48年既存化学物質登録データ）

製造・輸入量：無（「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」より）

環境分布・モニタリングデータ：

環境省による環境調査の結果は以下のとおり。

昭和56年度 水質：不検出、底質：不検出